

八地申第26号 保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する再解明申し入れ(その1)

**申21号「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する解明申し入れ」
 団体交渉で示されなかったことが明らかになる！**

線路設備モニタリング装置の各線区における本使用開始時期が明確に！

中央急行線、青梅線（立川～青梅）、中央緩行線、武蔵野線、横浜線	8月本使用開始予定(7月導入)
八高線、川越線、南武線、中央本線（高尾以西）	9月本使用開始予定(8月導入)

提案時に職場毎の実施時期を示すべきだ！

【別紙1】
 保線部門におけるメンテナンス体制の最適化について
 実施内容および実施日

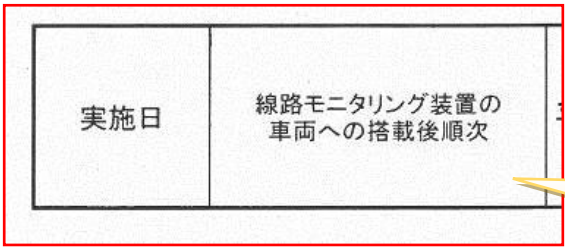
箇所名	1	2	3	4
線路設備モニタリングの導入 ①機体系系の見直し ②引継種別の業務見直し ③保線技術センター業務の効率化				
三鷹保線技術センター	○	—	—	—
八王子保線技術センター	○	○ 青梅線 青梅～奥多摩間	○	—
大月保線技術センター	○	—	—	—
甲府保線技術センター	○	—	—	—
設備部保線課	—	—	—	○
実施日	線路モニタリング装置の車両への搭載後順次	平成30年7月1日	平成30年7月1日	平成30年7月1日

組合

線路設備モニタリングの導入実施日が、職場によって異なるのならば、職場毎に実施時期を明確に示し個別の案件として提起すべきだ。

会社

施策の幅として1ヶ月ほどある。示し方については受け止める。



提案資料では実施時期が明確になっていない。

標準数の変更を行う期日、考え方を明らかに！

組合

拝島派出は、メンテナンス体制の改善施策で議論した「若手育成の場」「庭先意識の醸成」「実際の線路を使用した即修」を行う場として発足したことから、要員の見直しは行うべきではない。

会社

拝島派出は閑散線区の委託などもあるが、メンテナンス体制の改善施策で確認したことを大幅に減らす考えはない。（大幅とは5名以上）

組合

標準数の変更はいつ行うのか明らかにすること。

会社

モニタリング装置が本使用にならない限りは、標準数変更の考え方は適用しない。線路設備モニタリングが本使用になった時点で通達を出す。標準数は変更するが、今いる体制は維持していき、大幅には変更しない。